

三、合秋側ノ意獨

解雇ノ手当

手当

合秋側ニ於テハ解雇者ニ曩ニ解雇通知ヲナシ  
ルモノニ對シテ手当ヲ付シテ四日分ト規定ノ  
解雇手當外ニ解雇者全額ニ對シテ金一ヶ年ヲ  
提供シ尚家族救済ノ爲五百元ヲ支出スル天  
河所長ノ手ニヨリ交付スニトニ決定シタル  
由ナリ  
予シテ出勤者ハ連々増加シ本日ハ百三十九  
名作業ニ従事シ居レリ

ビラ

全労働者諸君に訴ふ

大島製鋸所従業員共百余名は資本家ノ奸計と  
警官壓迫ニ黙シ難ク遂に大争闘を以テ爆発し  
た。併し官憲と資本家ノ奸謀は罷工團ノす  
下ニテ檢束して鉄窓に繋いで仕舞つた。我  
トハこの横暴に對して黙逆は出来ない  
彼も我も同じ労働者だ……同じ階級民だ……  
利害はすべて同じだ……  
今兄弟は鉄窓の内ニ淋しく妻や子供ノ餓に  
思ひなやんでゐる、またその兄弟ノ歸りを  
待ち焦がれてゐる  
悲惨だ……  
この眼前ノ事實に對して、とりしつてたまつ